

第3回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和6年(2024年)8月27日(火)午後5時～7時

2. 場所 くにたち市民総合体育館 第1・第2会議室

3. 出席者

委員9名 太田委員長、本田副委員長、秋元委員、飯島委員、金井委員、熊谷委員、永田委員、山下委員、吉川委員

事務局6名 松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木市長室長補佐、金田係長、西村主任、岩元主任

【太田委員長】 第3回の男女平等推進市民委員会を開始します。配付資料の説明をお願いします。

(配付資料確認)

【太田委員長】 前回の委員会でのご意見を踏まえて、当事者へのヒアリングを事務局に実施していただきましたので、前半ではヒアリング結果の報告をしていただきます。あわせて、J i k k a利用者へのヒアリングも実施していただきましたので、その結果を遠藤さんからお話しいたします。後半では、計画に盛り込む施策について議論します。最後に、全体的な意見交換や遠藤さんへの質問も含めて、自由に出していただく時間にしたいと思います。事務局からヒアリング結果について報告をお願いします。

【事務局】 前回の委員会で当事者様へのヒアリングについてご意見を頂きましたので、方法や内容を事務局で検討して実施しました。

(1) 目的ですが、当事者に対してヒアリングを行い、その結果を(仮称)国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画に反映し、当事者の目線に立った施策を進めます。

(2) 対象者は、市の女性相談への相談歴が複数回あり、本調査にご協力いただいた方です。広く調査しようと思ったのですが、期間的なこともあり、聞き取りができたのは13名です。

(3) 実施期間は、令和6年8月1日から8月15日までです。

(4) 方法ですが、J i k k aさんにもご協力いただき、個別に電話または対面による聞き取りを実施しました。実施期間以前に頂いた意見や要望も一部含んでいます。

(5) ヒアリング内容ですが、女性相談と短期宿泊に分けて聞き取りをしています。女性相談については、①女性相談につながった経緯、②ご自身の話ができたと感じたか、③気持ちに寄り添ってもらえたと感じたか、④意思が尊重されたと思ったか、⑤必要な情報は得られたか、⑥相談員の言葉遣いや助言は適切だったかという内容です。短期宿泊については、①部屋の雰囲気はどうだったか、②安心して過ごせたか、③利用して要望や困ったことがあるかという内容です。

ヒアリング結果ですが、①女性相談につながった経緯としては、ホームページ、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、NPOがあがっています。

②ご自身の話ができたと感じたかについては、「個室で話しやすかった」という意見や、女性相談は担当制ではありませんので、「どの職員も話はよく聞いてくれるが、自分としては話しやすい職員がいるので、この職員が電話に出てくれたらいいなと思うことがある」という意見、「毎回電話で話すたびに病院のことを聞かれて嫌だった」という意見を頂きました。

③気持ちに寄り添ってもらえたと感じたかについては、「同行支援はとてありがたいと思う」、「選択肢があるならば先にそれを説明いただき、1人で考える時間が欲しかった」、「どう相談していいかわからない気持ちを汲み取って欲しかった」、「聞かれたことを答えただけで、気持ちに沿ってもらったとかそういう感じはしなかった」という意見がありました。

④意思が尊重されたと感じたかについては、「意思を尊重してもらえた」という意見があった一方で、「役所全体の感じが、法律がこうだからできる／できない、という印象を持った」、「『できない』ではなくて『検討します』といった姿勢を見せてほしかった」という意見がありました。

⑤必要な情報は得られたかについては、「寝泊まりするところを紹介してもらえて感謝している」という意見や、「面談や電話が負担という人もいる。メールなら考えながら書けるので相談がしやすい」という意見がありました。

⑥相談員の言葉遣いや助言は適切だったかについては、「相談員の言葉遣いや助言は適切と感じている」、「同じ話をそれぞれの部署で話さなければならず疲れたので、情報共有をしてほしい」という意見がありました。

短期宿泊に関して、①部屋の雰囲気はどうだったかについては、「部屋も広くて設備も問題なかった」、「頭がすっきりした。居心地がよかった」という意見がありました。

②安心して過ごせたかについては、「一時住居が初の一人暮らしだったがとても良かった」、「近隣のたばこの煙や部屋のダニで困った」という意見がありました。

③利用に際しての要望があるかについては、「扉の鍵がうまく閉まらなかった」とか、「生理用品を捨てるボックスがあったらよかった」という意見がありました。

【太田委員長】 続けて遠藤さんから、J i k k aでのヒアリングについてお願いします。

【くにたち夢ファーム J i k k a 遠藤氏】 私たちのヒアリング内容も、資料1と一緒にまとめていただいています。少し細かくお話ししたいと思います。J i k k aの入居者や利用者は、市役所から繋がる方もいるし直接来る方もいますが、住民票の非開示支援措置とか国民健康保険どうするかとか、いろいろな行政手続きがある中で市役所での相談を必ず通っていくわけです。そのときにどんなふう感じたかをヒアリングしました。

ヒアリングできたのは10人もいませんでしたが、期間も2週間ほどなので、あまり丁寧に聞くことができなかつたのと、お世話になっているから悪いことを言っはいけないという意識が働いているような気がします。私たちの支援の中に長くいらっしゃる方は、市役所全般に対するコメントみたいな感じでお話しされて、必ずしも女性相談についての回答になっていなかったりもします。女性相談にはあまり関心がないというか、問題がなかったのだらうと思いました。

むしろJ i k k aでの中長期的な支援を受けていらっしゃる方は、いろいろな課題を抱えているというか、メンタルケアが必要な方が多いです。私は今日も、しょうがいしゃ支援課での認定調査の聞き取りに同行したのですが、簡単ではない人たちがいます。そういう人たちが、どんなふう感じたかということは、おっしゃっている事そのままを聞き取って、そうですよねという報告にはならないなという感じもあって、利用者のヒアリングの報告というのは難しいです。

ただ、これから女性支援法に基づいて、いろいろな施策やサポートをしていくときに必要となる部分だと思えますし、そういう方が対象になってくると思うのです。その辺りをどうしていくのかということ、政策の中で考えていけないといけないと思っているので、そういう視点からここに上がっている意見をいくつかピックアップしてお話ししたいと思えます。

短期宿泊の方は今回いなかったのですが、女性相談についてヒアリングしました。「どの職員も話をよく聞いてくれるが、自分としては話しやすい人がいるので、この人が電話に出てくれたらいいなと思うことがある」というのはよく言います。相談員を選ぶというか、相性が合う人合わない人がいて、困難を抱えた方はいろいろな課題があるので、コミュニケーションそのものが非常に難しいという人もいます。

相談員を選びたいという要望に応えるかどうか。行政として相談員を配置するときに、オールマイティーにどんな人たちも相談を受けないといけないわけですが、相談員のスキルの問題なのか、その人の課題なのかという見立てが大事です。こういう人がいたよね、この人は誰々が良いと言っているけれどもどうだろうと、4人の相談員の中でどうやっていくのか、相談員同士で丁寧に議論していく必要があると思います。

それと、「毎回電話で話すたびに病院のことを聞かれて嫌だった」と言いますが、毎回聞くには聞くなり理由があるのだらうと思います。どういうことを聞かれたかではなくて、病院というものに対する印象があって、病院という言葉が出てくるたびに嫌だと思える人もいると思うのです。相談者の感じ方や捉え方も含めて、どうしていくかが大切だと思います。

「気持ちに寄り添ってもらえたと感じたか」については、「本当によくお話を聞いていただいて、親切にしてください、国立市ほど良いところはありません」といったことをよく聞きます。他ではこうはいかないと。他の役所は行きたくないけど、国立市は親切だし寄り添ってくれるから、すごく安心して行けますというのが、J i k k a利用者の大半です。

「同行支援はとてありがたいと思う」というのは、本当にそうだと思います。ここまでやってくれる相談員がいる自治体はあまりないです。特に通院同行をしてもらえるとか、警察に行ってくれるとか。お話を聞くだけでなく、役所の外に出て一緒に行ってくれるというのを、ありがたいと思っていられる方がとても多いです。

あと、「愚痴や不安を聞いてくれて助かった」とありますが、愚痴や不安を聞いてくれる自治体の女性相談はあまりないです。「ごめんなさいね。もう時間がないからまた来てね」と。何の悩みの相談に来たのかという主訴を、本人の口から言わせようというケースが多いです。DVや虐待を受けてきて、コミュニケーションが苦手だったり人と話をすることが苦手だったりする人は、相談に来てても何から話したらいいかわかりませんとよく言います。だから私は、「何でも話したいところから話してくださいはいですよ」と言って、愚痴めいた話から始まるケースも多いわけです。

「こういうことがあって」と事実を全部並べて、不安を並べていくという人も多くて、その中から主訴は何なのかと聞き取らなければいけないのですが、例えばパラソルの相談だと、時間と場所を決めてゆっくり聞いてくれます。役所の相談員だと忙しいし、他の仕事もあるし、予約もなくいきなりやってくると、「何が言いたいのですか」みたいな聞き方をするとところもあります。

そういう被害を受けた人たちにとって、愚痴や不安というのは日常の中から出てくる言葉なので、そこにいろいろなことが潜んでいたり隠されていたりします。その中から、「あなたが今困っているのはここなのですね。こういうことを何とかしたいと思っているのですね」と、整理されて課題がはっきりしていくと、それだけでもすごくわかってもらえた気持ちになって、一緒に考えてもらえるかなという気持ちにもなっていくので、すごく大切なことだと思います。

パラソルは相談の回数制限がないのですが、他の男女共同参画センターの女性相談だと3回までとか制限しているところもあります。実際には制限してなくても、「また来たよ。またあの人だ」とい

う感じになる。何か聞いているとまた愚痴や不安のことになるのだけれども、その愚痴や不安を言える場所が安心になっていって、少しずつだけ回復していく人がいるのです。J i k k aにも、いろいろな自治体や女性相談に行っているいろいろな言うだけで、困った人だと見られている人が来ます。

そこが居場所効果なのですが、最初は相談として受けるけれど、この人は何か解決したいと思っているわけではなくて、話を聞いてもらいたただけだなどと思った人については、話を聞くのではなくて違う関わり方をしていきます。そうすると、態度も行動パターンも随分と変化していきます。関係性をどう作っていくのかという時に、愚痴や不安は大事にして欲しいと思っていて、焦らずにゆっくりと話を聞いていくということはすごく必要だと思いました。

トラウマについて学んで欲しいとか、いろいろ要望が上がっています。「職員は仕事も家も恵まれていて、自分の気持ちはわからない」と言う人もいます。こういった意見は、本当にそう思っているのだと思うのですが、どう受けとめていくかは相談員側の課題だと思います。いろいろな要求が高いというふうに受ける相談員もいますが、それだけ切羽詰まっているし、辛いし、何とかわかって欲しいと思ってくるので、その場で解決策を提示したり回答をあげたりできなくて、「一緒に考えていきましょうね」という返し方しかできないとしても、「それは無理ですね」という言い方ではなくて、1回で終わらせようとしなくて関係性を作っていくと。

職員と市民が関係性を作るのが良いか悪いかよくわかりませんが、国立市ではこういうふうに言えるぐらいの女性相談になっているのだなと思いました。他の自治体ではそもそも期待せず、どうせ役所なのだからそう言うに決まっていると。「あなたたちは恵まれてお金もあるのでしょうか。私の気持ちはわからない」と捨て台詞を吐いて帰っていく人もいるかもしれないですが、トラウマについて学んで欲しいとか、気持ちを汲み取って欲しいとか、自分ではかなり頑張って相談したとヒアリングの中で言えるということは、それなりの受けとめ方を相談員がしてくれているということではないかなと思いました。

J i k k aでもこういう人はいます。すごく感謝する人がいる一方で、いろいろな不満をたくさん言ってきたりしますが、来なくなるかというところではなくて、そういう関係の作り方しかできないというか、違う言い方をすればもっと仲良く楽しくなれるのにと思うのですが、それができない人がたくさんいます。

DVを受けて逃げてきて暴力がなければ何とかなるという、ある程度自立できている人の相談と、メンタルケアが必要だったり精神疾患やいろいろなしょうがいがあったりする人たちの相談がある。そういう人たちの悩みを、どう理解して受けとめて支援していくのかというのは、かなり検討しなければいけないと思います。気持ちに寄り添うと一言で言うのは簡単なのですが、どこに寄り添うか。変な言い方ですが、寄り添ってはいけないところもあると思うのです。その辺りの見立てや検討を相談員同士が十分にやれる体制がないと、かなり厳しいと思います。

J i k k aにもパラソルにも女性相談にも、いろいろなところに相談に行き、行った先で、「別のところでこんなひどいことを言われた」とか悪く言って、また違うところで別のところのことを言ったりする。相談員に対しても、相談員のAさんのことをBさんに言ったり、Bさんの悪口をCさんに言ったりすることはよくあります。それをあの人はそういう人だと言うのではなく、その人はどんな人で、どんなことをしたいと思っていて、どんな生活を送っているのだろうと、検討する材料として、そういう不満や批判を、相談を受ける側が受けとめていけるかということとして、聞かないといけないのだろうと思いました。

意思が尊重されたと感じたかについては、「役所全体の感じが」とあって、女性相談がどうかということではないのだと思います。行政だからできることできないことがあって、「これはこうなっていて、だからこれは無理ですね」みたいな言い方をする職員もいると思うし、きちんと福祉六法を開いて説明する人もいて、正しいことを言っているのですが、相手が何でと思う気持ちに寄り添えないというか、法律の解釈と説明で終わってしまうことがたまにあります。「『検討します』といった姿勢を見せて欲しかった」と書いてありますが、女性相談だけでなく市役所全体を知っているからこういう言い方をなさっているのだと思います。こういう返し方をしてもらえれば、否定されたという感じがしなかったということだと思います。

「一緒に考える姿勢はあまりなかった」と書いてありますが、一緒に考える姿勢というのはすごく大事だと思っていて、相談員だからといって何でも解決できるわけでもないし、即答できるわけでもないですが、「無理です」と言うのではなくて、どうしたらいいのか一緒に考えていく姿勢が大切なのだろうと思います。J i k k aの入居者にもたくさんの方の困難を抱えている人たちがいるので、どう答えたらいいいのかわからないことがよくあるのですが、その時に「わからない」と言うのではなく、「今すぐにはわからないけれども、よく考えるから一緒に考えようね」と言って終わりにするということはよくあります。

必要な情報は得られたかというところでも、「事務的でクールと感じた」とあって、冷たくて厳しい言い方をする職員を私はあまり見たことがないですが、しゃべり方の癖などがあるので、こういうふうを感じる人もいるだろうとは思っています。話し方のスキルの問題なのかなと思いました。

「寝泊まりするところを紹介してもらえて感謝している」というのは、本当にそうだと思います。こういう設備を持っているところは少ないです。今晚寝るところがないと言って、J i k k aにいらっしゃる方もいますが、女性が家に帰れない、今晚寝るところがないという時に、泊まる場所があるというのは本当に救いになるので、本当に感謝されるだろうなと思います。

「必要な情報得られなかった」というのは、話の中身がわかりませんが、この人にとってどういう情報が必要なのかという主訴を考えていくのは、短時間ではなかなか難しく、そこを見極めていくのがすごく大切かなと。

メール相談については、J i k k aは毎日開いているので、電話も繋がるし来ればいいので、メール相談をしたいという人はあまりいませんが、役所の場合はそういうことがあるだろうなと。書いているうちに整理もできるし、あったらいいのかなと思います。

「女性相談と母子相談の繋がりが感じられなかった」とありますが、最近はそんなことはないと思います。最近は母子家庭の方が女性相談に行くと、母子相談員と女性相談支援員が必ず一緒に同席したりお話を聞いたりケース会議を一緒にやったりするので、過去のことでないかなと思います。大事なことだと思います。

「今選ばない選択肢でも、今後のために詳細を教えてほしかった」とあります。今聞いていることだけでなく、「今あなたが選んだのはこれだけど、こういうものもあるよ」という情報提供も含めてしてほしいと。やらないよりやったほうがいいと思いますが、いろいろ考えることが好きな人はそう思ったりするでしょうが、全員がそうではなくて、「いろいろ言われたらわかりません」という人もいますので、人によっていろいろかなと思います。

「同じ話をそれぞれで話さなければならず疲れた」というのも、かなり前のことではないかと思いますが。この方は情報共有して欲しいと言っていますが、個人情報共有しないでくださいと言う人も

います。同じ話をそれぞれのところで話さなければいけない辛さを無くそうと思って、ワンストップにしてケース会議や調整会議をやっているのですが、最近はあまりそういうことはなくなっていると思います。情報共有して欲しいと言ってくる方は逆に楽で、しないで欲しいという方をどうするのかの方が難しいです。

短期宿泊ですが、市が持っている部屋についてだと思います。IKEAがリニューアルしてくれたとてもすてきな部屋です。J i k k aの緊急一時で寝ていただく部屋とは段違いにきれいで良い環境です。そういう部屋が1つだけでなく、いくつかあるといいなと。私達のところが空いていないときにそこにいらしていただくというケースも、できたらいいなと思います。ゴキブリだとかは衛生管理の問題だから、やらないといけないと思います。

シェアハウスについてですが、J i k k aでURの部屋をシェアで使っていただくことが時々あります。全く知らない人同士で3DKの離れた2部屋に1人ずつ泊ることになるので、こういうこともあるだろうなと思います。すぐに何かできるということでもなくて、検討課題だと思います。

最後に、利用に際して要望があるかということで、具体的なことについては予算を立てて用意すればできることかなと思いますので、ご希望に沿っていけばいいのかなと思います。

市に相談するというときには、J i k k aの相談がまずあって、市の相談が必要だから行くという場合が多いので、あまり希望や要望は出てこないです。どんなふうに電話を聞いてもらったかとか、この相談員の方が話しやすいとかは言うけれども、市の女性相談でどうだったかということについての詳しい話を聞くというふうにはなっていないです。

ただ、私たちも市とパーソナルサポート事業を進めていて、当初と違って連携ができています。市の女性相談とパラソルとJ i k k aの3者の関係がうまくいって、共有しながら一緒に解決していけるという安心感があるので、いろいろなことを言ってくれるようになっていきます。利用者が自分の使い勝手がいいように、その3つを使いこなしているという感じです。自分の悩みをいろいろな人に聞いて相談して、考えていけるのではないかなと思います。今回のヒアリング結果を見て、相談の受け方に課題がなくはないけれども、それぞれの相談の受け方、そして相談をお互い共有して連携しながら、みんなで1人の相談者をサポートしていくということが、かなりできてきているのではないかなと思って、その辺りが再確認できて良かったです。

ただし、私たち中にいる人たちが聞いているわけなので、皆さんが外側から客観的に見て、これは変だなということがあれば言っていただいで、何か課題があれば解決していくというふうにしていただくといいのかなと。

【金井委員】 この報告にある支援者というのは、女性相談だけでなく、市役所もそうですし、市の事業に関わる支援者全般が対象なのでしょうか。パラソルとかJ i k k aとか保健師とか。

【事務局】 市の女性相談担当に関する質問をしています。

【金井委員】 ネガティブな意見もたくさん入っていて、正直なところなのだろうと思います。ネガティブなものがあることも含めて相談だろうと思うので、そういうところが出てきているのがすごく大事だと思いました。

信頼関係を作るのは時間がかかると思いますし、少しの関係性だけですべてを聞けるということはないと思います。一対一の関係だけでなく、いろいろな人が関わるのが大事なことだろうし、この人がいいけどこの人が駄目だとか、だからこそいろいろな人が関わっていく仕組みを作ることが、大事なのではないかなと思いました。

【熊谷委員】 市の女性相談に相談歴のある方が13名で、J i k k aの利用者が10名ほどのことですが、公の立場である市の女性相談と、J i k k aやパラソルの相談者というのは変わると思うのです。遠藤さんもおっしゃっていたように3か所全部に行く人がいるというのも、私たち施設の現場でもよく経験していて、全部言っていることが違ったりするので、ケース検討会で情報共有して、いろいろ言うことが違う困った人ではなくて、各々が聞き取った内容をすり合わせて、その人の困りごとに迫る方法をとります。公の立場である女性相談への感想と、J i k k aやパラソルへの感想の違いについて、公開はしなくてもこの委員会の中では知りたいと思います。

国立市の計画として、国立市らしさというのは顔が見える関係なのだと思います。私も東京都の計画の策定委員だったのですが、東京都の計画はあまり具体的な数値目標もなく漠然としていて、女性相談支援員の研修の重要性は言っていますが、具体的なことは述べていません。やっと東京都の女性相談支援センターが、相談員の研修はどうあるべきかという委員会を作って相談をしている最中なのですが、国立市はここをもっと具体的にやったらどうでしょうか。

私は現場にいて、女性支援の一番の肝は入口だと思っています。最初に相談に来る窓口がどれだけその人の困りごとに迫れるか。それは、公務員である女性相談支援員の方と、民間の方が連携しないと無理だと思っているので、国立市はそのモデルケースとして、これだけ最初の入口をしっかり計画を立ててやっていると言えると思っています。

女性相談の最初の相談をする立場が、公も民間もどれだけ研修が大事かというのは、計画としてきちんと書いた方がいいと思います。その人の気持ちを汲み取るとか、表面上の愚痴と思われるような中身にどれだけ深刻なことがあるかというのは、相談員が相当スキルを磨かないといけません。経験も必要ですが、研修がすごく大事です。遠藤さんが講師でもいいし、傍聴にいる湯澤さんでもいいですが。研修しないとスキルは磨かれないし、関係機関で連携する場数を踏むのが大事だということですが、調査の実数は多くないですが、すごくよくわかる報告だったと思います。

【秋元委員】 私も今お話しいただいたことにすごく共感します。私は相談や支援の現場にはいなくて、市民委員になるにあたって勉強している中で、どう相談していいかわからないということや、自分が何に困っているのかというのが、深刻な状態であればあるほど掴めていないという現状で、勇気を出して相談に行くけれども、うまく汲み取ってもらえないということが、すごく多いということを知りました。

支援をする側のトレーニングや、そこについて国立市としてどのようにカラーを出していくかみたいなところが、ものすごく大事だなと思いました。また、私みたいな知識のない人への啓発や、こういった人たちにどう関わっていくのかという、専門家でなくてもできることがたくさんあると思うので、例えば学校や市民が集まる場で教えていくのも、すごく大切ではないかと感じました。

【永田委員】 この回答にある相談員とか職員というのは、市職員のことを指していて、民間の相談員は入っていないのでしょうか。

【事務局】 4名いる市の女性相談支援員です。J i k k aでのヒアリングについても、J i k k aを現在利用されている方で、国立市の女性相談に相談歴があった方について、その当時は思い返して回答していただいています。今回ヒアリングをしたのは、緊急的な相談や困りごとがある程度解消された方々です。今まさに困っているという方にヒアリングするのは適切ではありませんので、自分の過去を振り返るだけの余裕がある方をお願いしています。

【永田委員】 聞き取りは遠藤さんにもご協力いただいたということですが、具体的に誰が聞き取り

したのでしょうか。

【事務局】 4名の女性相談支援員が聞き取りをしています。どうしても、私たちに対してご意見くださいという形になってしまっています。

【永田委員】 そうすると、回答にある「こういう人がよかった」という方に直接そのことを伝えたかもしれないし、自分が嫌な思いをした相談員の方に当たったから、この人には言わないということがあったかもしれないと。

【事務局】 そういう可能性もあります。

【永田委員】 とても参考になる調査だと思う一方で、まだ半分なのかなと思いました。国立市の売りというのは、民間と連携していて民間の力が発揮されているということが中心であるので、市職員に対してどう思うかだけでなく、民間に対する意見も拾っていくということは、今回ではないにしても今後必ず必要になるのかなと感じました。

【太田委員長】 今後計画の素案を事務局の方で作られて、それに対してこの委員会から意見を出すという形で、答申を作っていくことになると思いますが、今のご意見も非常に重要なことだと思いますので、ぜひ今後詰めていければと思います。

【熊谷委員】 短期宿泊というのは1部屋でしょうか。J i k k a がやっているのと、市がやっているのと、J i k k a がURと連携しているというのは知っているのですが、具体的に教えていただけますか。

【事務局】 女性パーソナルサポート事業は、短期宿泊事業と中長期の自立支援という大きく2つの構成で組んでいる事業ですが、短期宿泊事業は大きく分けて4種類の宿泊施設があります。その中の1つに市が管理している部屋が1部屋あります。

【飯島委員】 それぞれの方がどういった経緯で相談に来て、その後どうなったかによって、出てくる意見や受けとめ方が違うのかなと思います。個人情報に触れないぐらいのところ、どういう方が不満を持っていて、逆にありがたいと思っているのかがわかると、だからこういう意見になっているのかと、立体的にわかるかなと感じました。

あと、アンケートの難しさというか、いくつかの不満にしても、それぞれ同じ方が言っていることなのか、違う方が言っているのか見えづらかったりするので、同じ対応をしても、何でもありがたいと思いますという人もいれば、細かいことでナーバスに受け止める方もいると思います。不満の意見が実は同じ人物なのか、それがわからないので評価が難しいかなと。

私も大学で授業のアンケートを学生に書いてもらうのですが、結構細かいことを言ってきます。空調が寒かったといったことが、学期末のアンケートで返ってきます。こちらはその場で言ってほしいと思うことですが、それをうまく言えないからこそ聞かれたら言うという、コミュニケーションの難しさがあります。

この回答を見ても、その場で言ってくればよかったのにといったことが、相談員の方はあるのかなと思います。何か言いづらいという人に対して、何かありましたかと、どう引き出すかという難しさを感じました。この結果を使うのであれば、もう少し整理する必要があるのかなという感じがしました。でも、本音もたくさんあって参考になりました。

【山下委員】 私の依頼者のケースでも、この人に話を聞いて欲しいとか、この人は嫌だとか、いろいろあったなと思い起こしました。「法律がこうだからできる／できないという印象。できないではなくて『検討します』という姿勢を見せてほしかった」とあり、特に児童虐待のケースでいつも思う

のですが、行政機関の方ほど、うちができるのはここまでという言い方をします。

法律家は規則や条文がなくても「こうあるべき」という感覚から動くことも多いのに対して、行政の方は細則まで含めて丁寧にルール通りにやるところに意味があり、お互いの役割分担があるのですが、例えば児童虐待のケースで死亡事故まで行ってしまう事件では、皆さん「うちの役割はここまでです」と言って、真ん中にポケットができて落ちてしまうというのがあります。関係機関の連携のときに、「うちは原則ここまでだけど、もう少し何かできるかもしれないと、前のめりに1歩前に出ると、ポケットがなくなって救われるのですよ」という話をすると、伝わることが多いです。

実際に客観的に支えられるということだけでなく、支援者の「原則ここまでけどもう少し何かできるかもしれない」という姿勢から、「自分のことを支えてくれている」と本人が主観的に感じるとことも大切です。もちろん行政としてできることとできないことは頭の中に置いた上で、でもそこから1歩前に出るというマインドがどういうものなのか、そしてそれが当事者にとってプラスなのだというのを、研修でぜひ伝えていただきたいと思います。

確かにどのようなケースでも、法律上できることとできないことがあって、制約がある中で選択肢をどうしようかと考えざるをえないですが、困難ケースでは法律や制度が全く足りていない中で、どうしようかという工夫してやっていく。何もないところだから逆に、独創的に「こんな手法を取りますかね」とトライすることもあります。しかしそれはそれでリスクや負担もあって、当事者が「いや、そこまでは」と選ばないパターンもあれば、「頑張ります」と選ぶパターンもあります。困難女性支援法はまさにそれと同じような困難なケースであって、今までの法律ではカバーし切れなかったほどの困難を抱えている方がいるからこそ、新しく制度を作って頑張らましようとなったわけですよ。だからこそ、今までの法律では足りていなかったけれども、今度は困難女性を支援するという姿勢を見せつつ、こんな方法もあるかもねと指し示すと。

一方で、本人が望んでいても今までは難しかったことを、国立市だからこそニーズを汲み取っていくことが大切だと思います。具体的なケースで具体的なニーズが出てきて、今の法律では難しいとなったときに、その声を汲み取って新しいものを作っていけるようなマインドがあるといいなと。そういう計画ができるといいなと思いました。

【本田副委員長】 「自分としては話しやすい人がいる」というところですが、担当制みたいなことはしていないのでしょうか。

【事務局】 緊急対応で不在にしていることも多々ありますので、担当制にはしていませんが、前回話した人に話したいと言われて、その時に在席していれば、代わって対応することもあります。

【本田副委員長】 6～7年前に他市で女性相談員をやっていたことがあるのですが、そこは担当制にしている、いつも同じ人が対応してその人の話を伺っていたので、担当制にしない理由があるのかなとお聞きしました。

【太田委員長】 では次に、計画に盛り込むべき施策について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ジェンダー平等推進計画の関連施策の抜粋については、昨年作ったものなので、ほぼいさせるものだと思います。そこに含まれていなかったものを、計画に盛り込む新規・拡充施策の案として挙げています。施策の案を検討するにあたって、庁内の関係部署に書面でヒアリングをしています。関係部署というのは、子育ての部署や福祉の部署、公民館、市民課などです。今後必要に応じて対面でのヒアリングを行っていくことも考えています。施策について庁内の調整はまだ行っていないので、あくまで事務局で考えた案となっています。

1. 相談室の確保・整備についてです。現在、相談室は5部屋しかありません。その5部屋を福祉関係の部署や子ども関係の部署が使っています。その中の2つは声が漏れやすいような部屋で、個人情報を取り扱うには少し不向きです。部屋が空いていない場合は、他部署の部屋やブースを借りるなどして、福祉部署全体としての課題ですが相談室が不足しています。安全面を考えると、出入口が2か所あるのが望ましくて、そのような部屋もあるのですが、基本的にはそうなっていません。部屋数の確保だけでなく、環境面の改善も望まれます。

2. SNS相談の導入検討についてです。現在、相談は電話か対面での相談のみです。若年女性などは電話をあまり使わないという声も聞かれていますので、今後LINEなどのSNSを使った相談も含めて、相談しやすい手段の検討が必要かなと考えています。

3. 相談案内リーフレット・カードの作成についてです。現在は、国立市内の女性相談ができる窓口の一覧を載せたカードを作成して、主に生理用品を取りに来た人などに配っています。ただ、これは相談窓口の一覧でしかないので、女性が様々な困りごとを相談できるということを知ってもらうためのリーフレットも作成したらいいのではないかと思います。また、それをどういうところに置くと、目に留まって手に取ってもらえるのかを考えていきたいと思います。

4. 心理サポートの検討についてです。相談を受けていると、心理的なサポートが必要と感じる方がたくさんいます。一般のカウンセリングにつなげたくても、費用面などで難しいところが多いのが現状です。心理職の相談員を配置できるといいのですが、なかなか難しいところもあるかもしれないので、例えばパラソルで行っている悩みごと相談を拡充したり、心理相談を新たに委託したりして、心理的なサポートが提供できる仕組みを考えていくのが必要かなと思っています。

5. 医療機関との連携についてです。精神疾患を抱えている人が多いと感じています。精神疾患を抱えていて治療に繋がっている人はいいいのですが、その疑いがある人の対応なども必要になります。主治医がいる場合は主治医とスムーズな連携ができればいいのですが、未治療の人や主治医がいない人でも、相談員が困ったときに相談できるような医師との関係が作れていると心強いです。

6. 通訳者の確保についてです。外国籍の女性は言葉が通じないことによって、必要な情報が得られない状況に陥ってしまいます。言葉の問題を解消するために通訳者を確保すること、そのための費用を確保すること、あとは見える通訳という機器をうまく利用するなど、いろいろ組み合わせて情報保障がきちんとされるような方法を検討していきたいと思います。

困ったときに相談する窓口ではなく、困る手前の相談ができる部署があると良いという声も聞いています。現在は、外国籍の方たちが困ったことがあれば、日本の方と同様にそれぞれの課題に対応する部署に繋がって、それぞれの部署が対応しています。ただ、困ってから相談するのではなく、その前にちょっとしたことでも聞けるような窓口があるといいのではないかと思います。外国籍の方が最初に相談する窓口というのはあるのですが、あまり周知されていないのが現状です。外国籍の人の支援においては、関係部署との協議が必要になります。

7. 居住支援法人等との連携についてです。住まいのない女性や転宅を余儀なくされる女性の部屋探しは困難を極めることがあります。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進支援を行う居住支援法人があるので、そこと連携して住まい探手を支援していくということも必要となるかなと思います。今もそういった法人と連携しているので、その辺りを増やしていくことも必要です。

8. 連絡手段確保の検討についてです。携帯電話など通信手段を持っていない人が、困窮している人にはいます。部屋探しにしても仕事探しにしても、連絡先がないというだけで行き詰まってしまう

ことが多々あります。一時的に携帯電話の貸し出しをすとか、連絡手段を確保する方法について検討していきたいと思っています。

9. 支援調整会議の設置についてです。広域的な支援が必要なケースもありますので、近隣市を含めた広域的な設置を検討したいと思います。

10. 弁護士との連携についてです。支援していく中で、法律的な視点で助言を得たいときが多々あります。女性支援に知見のある弁護士に、必要に応じて助言を頂けるような体制の構築について検討できればと思います。

11. 相談員のメンタルケアについてです。相談者から繰り返し過酷な状況を聞き続けることで、相談員が二次受傷をしてしまったり、過去の相談員自身の経験を呼び起こしてしまったりすることがあります。相談員が健康でなければ良い支援をすることはできないので、相談員に対するメンタルケアの仕組みを整えることも必要かなと思っています。

【太田委員長】 基本的にはジェンダー平等推進計画に書かれている施策が柱になりつつ、そこであまり踏み込めていない部分について、具体的に挙げていただきました。

【永田委員】 行政の委員会などで計画を作るときは、新たに拡充するもののアイデアがたくさんあったり、ニーズから出てきたりすると思いますが、来期から担当を5人増やすといったことは多分ないわけです。そうすると、増やしたり手厚くしたりしていくためにも、前回の計画にあってもあまり重要ではなかったかもしれないとか、少しリソースを減らそうとか、外部化や簡素化をして空いたエネルギーや時間をここに充てようといった、バーターになるような部分があると良いかなと。行政職員がオーバーフローして、毎日夜中までとなったとき、先ほど「職員の方は仕事も家もあって恵まれている」という意見がありましたが、苦しい状態だったら共感してサポートできるというわけではないはずで、そこも守りながら進められると良いと思います。減らすという言い方が難しいと思うのですが、見直しをかけるみたいなことも同時にあると安心感があります。

あと前回言ったことと同様ですが、第三者通報機関という言葉が強すぎますが、職員の言葉が強くて嫌な気持ちになったとかいうことを、利害関係がないような仕組みのうえで投げ込めるとか。言った方も、悪意があってきつく言ったわけではなくて、あの言葉はあの人にとっては辛かったのだと早く気づいた方がいいと思いますので、そういう中立的な窓口が1つあるのはとても大事なかなと思って、要望したいと思います。

【熊谷委員】 私も権利擁護は入れるべきだと思います。私は女性自立支援施設の現場にいますが、東京都では毎年必ず、施設が第三者評価を受けています。第三者評価を受けるのに60万円かかるのですが、東京都が独自にサービス推進費として費用を補償してくれています。全国的にはそれをやっていないので、全国に47ある女性自立支援施設もみんな第三者評価を受けられるようにと、厚生労働省が準備を始めていると聞きました。女性自立支援施設は受けるけれども、東京都女性相談支援センターが受けていないので、そこはどうかと言っています。これだけアンケートも取ったのであれば、国立市は権利擁護についても入れるべきではないかと思いました。

資料2の骨格に、資料3の新規・拡充の内容を入れ込むというイメージでよろしいでしょうか。

【太田委員長】 計画の素案は事務局の方でこれから具体的に作成していくことになりますが、委員会としては、計画にどんなところを盛り込むべきかという意見を出していく形になります。今日の段階では素案のまた素案のような形で、ジェンダー平等推進計画との整合性を取りながら、委員会として答申に何を盛り込むかということを決めていく形になると思います。

【熊谷委員】 そうすると、資料2に私が意見を出した相談員等の研修が入っていますが、とても大事なので内容を膨らませていただきたいと思います。形骸化した研修ではなくて、当事者の意思を尊重するとはどういうことかみたいなことがわかるような。相談員4名配置というのは例がないですから、その強みをいかして膨らませていただいた上での相談員のメンタルケアだと思います。

相談支援体制の整備の関連事項に「生理用品の配布」があって、生理用品の配布のときに相談案内を同封するということですね。慈愛寮は妊産婦支援なので妊娠検査薬とかいろいろあります。病院にも行けない子が、まず妊娠検査薬を入手できると。千円も手元にないと。民間の団体のところに行って検査して覚悟を決めるみたいな。だから、生理用品の配布だけでいいのかなと思って、高齢の方には何が考えられるかとかいろいろあると思います。女性だから生理用品だけというのも少し寂しいかなと思いました。

【金井委員】 行政がどこまでやるべきなのかという話もありましたが、実績を上げているNPOもたくさんあると思います。国立市外も含めて、SNS相談や、医療通訳、携帯電話を貸し出す通信手段の確保、情報保障というところで、すでに活動されているところもたくさんあると思います。国立市外の団体や活動等も含めて、連携が必要なのかなと感じました。通訳者の確保というところで、英語を使わない方もたくさんいます。今日もそういう方から相談を受けて、なかなかコミュニケーションを取れませんでした。通訳体制について、市の方でのネットワークはどこまで持っていますか。

【事務局】 女性相談だけでなく福祉全般で外国籍の方の相談は少ないです。ニーズがあるのはわかっているのですが、急にその方の言語で対応できるようなスタッフがいらないということはあります。専門的なやりとりもありますので、他の部署とも共有して課題を整理したいと思います。

【事務局】 見える通訳という機器があって、13か国語と手話の通訳ができます。タブレット越しに通訳の方がいて通訳してもらいます。言語によって24時間対応可能かどうかなどいろいろ違いますが、私が使ったのは中国語で、通話ボタンを押すと通訳の方が出てきて、オンタイムで通訳してくれて使いやすかったです。

【金井委員】 私もグーグル翻訳などでやりとりをすることもありますが。簡単なことであればそれでいいのですが、精神科を受診するとか込み入ったことを相談するときは、通訳みたいな方が必要だったりするのかと思って、機器と人の通訳を使い分けていくことも必要かなと思いました。

【秋元委員】 計画に盛り込む施策はどのように選んでいくのでしょうか。現状の話を聞かせていただいたり、アンケートを見たりして、なるほどと思うところがあったのですが、国立市らしさをどういう形で出していくのか、どういうビジョンに向かって施策を選んでいくのでしょうか。

【太田委員長】 この委員会の役割としては、計画そのものを作るというよりは、委員としての意見を提出していくものです。当事者との距離感であるとか仕事や専門性の違う方々が、委員として参加されていて、とらえ方の違いが様々に出てくると思うので、その辺りも率直にご意見を出していただきながらすり合わせをするというのが、この委員会の中でやるべきことなのかなと思っています。

これまではどちらかという、国立市で行われていることの現状を共有しようという趣旨の内容が中心でしたので、すり合わせが十分にできていません。今後事務局が作る計画の素案を見ながら、ここが足りない、ここをもっと強化したいみたいな話が、できるだろうと思います。

この計画が、理念的な方針を示すような性格のものになるのか、具体的なところに踏み込んで、ここを手厚くやっていくということを示す詳細な計画にしていくのか、委員会としても意見を固めておくべきところかなと思います。今回ご用意いただいた資料は、具体的なところに踏み込みつつ、数値

目標を出すということでもなく、研修の中身について具体的に出しているわけでもないので、その辺りも含めて広くご意見を出していただくのがいいと思います。

【事務局】 次回は全体を整理して皆様からのご意見も含めたものを、案としてお示ししたいと思います。女性支援法に書かれていることは、官民協働の大切さとか本人の意思を尊重した支援をしていくべきだとか、支援側のマインドを変えていくという趣旨になっています。女性が置かれている現状は、法律ができて急に変わるものではなくて、困難な状況を抱えた女性の方が、既存の制度ではなかなかエンパワーメントされていかないという現状があると。ここにどうやって計画を立てて進めていくのかという部分だと思います。

【太田委員長】 残り2回で答申をまとめるということで、次回までに皆様をお願いすることもあるかと思いますが、ご協力をお願いします。

【山下委員】 弁護士との連携というのは、市の女性相談に助言する弁護士との連携体制ということですね。実務的にはそれに加えて、一人一人の当事者の女性の代理人弁護士と市との連携みたいなものもあると思います。当事者が弁護士とどうやって繋がっているのかとか、代理人の弁護士との関係性がうまくいっているのかを、教えていただけますか。

【事務局】 一緒に法テラスや3弁護士会に相談に行って、相談者が弁護士を決める場合もありますし、他から逃げてきたときにすでに弁護士が付いている場合もありますし、弁護士相談に同席することもあっていろいろです。情報共有はなかなかしてもらえません。お願いしている立場なので、嫌な発言があっても弁護士に直接言えず、こちらに言われることもあります。情報共有をなかなかしてもらえなかったり、うまくコミュニケーションが取れなかったりします。

【山下委員】 支援を求めている女性からすると、弁護士に頼むというのは一大事なわけです。しかし、自分と一緒に動いて権利を守ってくれるはずの代弁者なのに、対等で尊重し合う関係になれないという声も聞きます。弁護してくれるはずの弁護士から傷つけられるというようなことは不幸ですし、法テラスや弁護士会の相談では指名ができないので、当番で当たった弁護士がたまたま良い人だったらいいですが、福祉のマインドがない方だと心配ですね。法テラスは3回まで無料なので、3人の弁護士に相談するとしても、同じ話を一から繰り返し話さないといけなくて負担もあります。

市が知っている顔の見える関係の弁護士であれば、「この相談者はこの弁護士だとよくいこう」という組み合わせが思い浮かんだりしますよね。対価を取って弁護士を紹介するのは弁護士法違反ですが、対価を取らないで紹介することは一般的にあります。ただ行政の方々は、弁護士という個人事業主を行政から市民に紹介するのはどうなのかと、弁護士を紹介するのに消極的な方が多いです。私たち弁護士の感覚からすると、DV事件や困難女性の事件は、法テラス利用で費用が低い反面、業務量や負担が多いので、「公から紹介されて儲けている」というような感覚は全然ないです。

弁護士がDV被害女性の相談・依頼を受ける場合に、例えば、初回相談の際に市の方に同行していただいている、事案の概要もまとめて持ってきてくださったり、受任後も、本人との打ち合わせだけではわからないような背景事情や苦しさなども、行政の方が弁護士と密に連携をとり合っていたりすることが、本人にとっても市にとっても弁護士にとってもプラスです。

大昔は児童相談所と弁護士は対立関係でしたが、今は弁護士が中に入って、児童相談所の職員をバックアップしていて、子ども本人や親御さんとも直接会って、法的な一般論の説明をした上で、「私は児童相談所の弁護士だから、あなたの代理になれないけれども、弁護士が必要だったらどなたか紹介しましょうか」と、個人的なついでで紹介したりしています。女性相談でも市の協力弁護士が、当事

者に法的支援の一般論を説明して「弁護士に相談・依頼した方がいいですよ」と助言し、その女性を担当する弁護士と市が協力関係を持つというふうに行けるといいなと思います。

【本田副委員長】 相談室の確保・整備について、プライバシーが保てない、部屋の声が漏れるという話がありましたが、これは計画に盛り込む以前に、喫緊の課題として対応できないものかと思いましたが、いかがでしょうか。

【事務局】 女性相談だけではなく、市の相談部門全体の課題です。個室を案内して相談を受けるとするのが前提ですが、ときには別部署の部屋を使ったり会議室を使ったり、工夫しながら結果的にしのいでいるという状況です。計画の中にはこういう観点を入れておきたいというのが、女性支援の立場からもあります。相談していることをどなたかに見られたくないという心理の方もいらっしゃると思いますので、こういった観点でもこのことは重点的に考えています。

【熊谷委員】 計画の素案を示していただくときに、具体的な数値目標や見直しの期限も盛り込んでいただきたいです。研修を年に何回ぐらいといった目標でいいので、あるといいと思います。東京都の計画ではそこが出せていないです。目標値通りにできなかったから駄目とは思わないですが、理念だけではできないので入れていただきたいです。

また、トランスジェンダーの話題が出ていましたが、国立市はパートナーシップ制度を設けている自治体でもあるので、性に関わることとして述べた方がいいのではないかと思います。

【太田委員長】 計画ができれば評価もセットになると思います。ジェンダー平等推進計画は、この委員会がその評価もやることになっていますが、この計画もそういう形になるのでしょうか。そうすると、数値目標を示しておくことが、評価のしやすさとしてインパクトという面でも、とても重要になってくると思います。

【事務局】 今回の計画についても、この委員会で見直しと評価をしていただく想定です。

【太田委員長】 第三者評価について、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例には、苦情の申し立てができることになっていて、この委員会で苦情の内容について審議して市に答申を出すという役割があります。利用者の方から苦情や相談があったときには、ここで受け付けるという可能性もあるかなと思いました。

【事務局】 条例に基づく苦情処理という機能もありますが、市の様々な施策や取り組みについて頂いた苦情を処理するオンブズマンの制度もあります。第三者的な立場のものについては、女性相談として考えていくということもありますが、福祉部門全体として考えていく必要もあるかと思いますので、検討していきたいと思います。

【吉川委員】 困っている女性がいろいろな制度までたどり着きにくいというのがあると思います。相談カードやリーフレットで伝えるというのも、触れやすいとかフランクというか、エンターテイメントも社会資源みたいな感じで、いかにも自治体という感じのものではなくて、理解しやすく触れやすいと良いのかなと。相談を受けた直後に、アンケートも答えてくれたら嬉しいですみたいな感じで、触れやすいシステムで気軽にリーチしていけたらいいだろうなと思いました。

【金井委員】 DV被害者支援の充実についていくつか取り組みがありますが、居住環境がすごく大事だろうと思います。ヒアリングの中でも、虫など不可抗力みたいなものもあるかもしれませんが、たばこの臭いやダニで困ったというところもあって、臭いとか子どもの声とかでフラッシュバックしてしまうこともあるように思います。個室だから良いということだけではなくて、居心地が良い居住環境も大事で、ハードの限界や難しいところもあるとは思いますが、考えていく必要があるのかな

と思いました。

【太田委員長】 そういった環境整備的に部屋をきれいにするといったことも、女性相談支援員の方の仕事になっているのでしょうか。

【事務局】 これまでは女性相談支援員が掃除してきましたが、結構な時間を取られてしまいますので、今年度からは予算をとって、シルバー人材センターなどをお願いしています。

【永田委員】 国立市としてどうあるべきなのかといったことを、論じないといけないのかなと思っていた部分もあったのですが、どちらかといえば、市民として自分の体験や属性などをもとにお話しして、それを行政職員の方に文章化したりデータと接合させたりしてもらおうという考え方がいいのかなと思いました。

その上で、民間がすごくできていて公ができてないといった構造の前提で、この先に進みたくないなと思っています。ヒアリング結果もこれは全体の一部ですよね。これだけを見ると、公務員は冷たいとか駄目なところがあるというように読み解けるかもしれないですが、民間はどうだったのかというフィードバックがない状態だということを、前提に考えないといけないと思っています。

政策決定のプロセスにおける民間から行政へのDVあるいはガスライティングといったようなものが、社会全体で広がっていると感じています。「行政はわかっていない。狭い世界で内部ルールに縛られて何もできない」と言い続けられて、行政職員が自尊心を失って、「我々はできないのだから民間に任せよう」みたいなことが繰り返し行われていて、そこは気をつけないといけないと思っています。民間ができることもある。でも公務員がルールを守ってできることもある。もちろんルールの使い方は大切でしょうが。全部民営化して、解体して、何でもOKにしてしまうと、恣意的な判断が強化されて、回り回って誰かが困ることがあると思います。その辺りは我々が変なメッセージを意図せず伝えないように言葉を選びながら、この後も進めていきたいと思っています。

【太田委員長】 法律が民間との連携を打ち出していて、そこに目が行きがちですが、大前提として市がこれからやっていくことの計画ですので、その範囲での意見の集約になると思います。それぞれの皆様の個性をいかしながら、市民としての声を市に届けるように意見交換を続けていけるといいと思います。

【秋元委員】 女性たちがエンパワーメントされるということを先ほどお話しされていて、女性のための計画だと思うので、トランスジェンダーの女性の方も含めて、女性を自認する皆さんがエンパワーメントされて女性が真ん中にいるというような計画になったら嬉しいです。

【事務局】 前回、配偶者暴力相談支援センターの設置状況についてご質問いただきました。都内では26市にはセンターがなく、23区では目黒区、墨田区、中央区以外の20区で設置しています。

【太田委員長】 事務局から次回以降のことについてお願いします。

【事務局】 次回委員会は9月27日に予定していましたが、日程を変更させていただきたいと思えます。今回の答申は計画に盛り込む要素を列挙した形を想定していましたが、委員長と今後の進め方について協議したうえで、全体像が見えたほうが具体的な意見を出しやすいだろうとなり、計画の素案に近い形を事務局がお示しした上で、計画に近い形での答申を頂ければと思います。計画の形式に整えるのにお時間を頂きたいと思ひ、第4回目を10月中下旬に変更させていただき、その2週間前頃に素案に近い形での資料をお示ししたいと思います。第5回の日程はそのままです。

【事務局】 第三者機関の設置や相談員の研修など様々な意見を頂きましたが、事務局で資料をまとめるにあたって、皆様のアイデアを頂きたいような項目がありましたら、後日メールでご意見を伺

いたいと思います。12月に答申を頂いた後、答申を踏まえて市で計画の素案を作成してパブリックコメントを実施し、そこでの意見を踏まえて、最終的に市の方で計画を策定します。

【太田委員長】 皆様ご協力お願いします。本日はこれで終了します。ありがとうございました。

— 了 —